

令和6年職種別民間給与実態調査の実施について

令和6年4月22日

香川県人事委員会

香川県人事委員会は、公務員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院や他の都道府県及び政令指定都市等の人事委員会と共同して、令和6年職種別民間給与実態調査を実施します。

1 調査期間

令和6年4月22日（月）から令和6年6月14日（金）まで

2 調査対象

(1) 事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所。ただし、次の経営形態の事業所は含まれていません。

- ア 政府機関及びその関係機関
- イ 地方公共団体及びその関係機関
- ウ 大使館・領事館及び国際連合等の関係機関
- エ 企業組合等

(2) 産業

日本標準産業分類による次の大分類に該当するものとし、公務を除きます。

- ア 農業、林業
- イ 漁業
- ウ 鉱業、採石業、砂利採取業
- エ 建設業
- オ 製造業
- カ 電気・ガス・熱供給・水道業
- キ 情報通信業
- ク 運輸業、郵便業
- ケ 卸売業、小売業
- コ 金融業、保険業
- サ 不動産業、物品賃貸業
- シ 学術研究、専門・技術サービス業
- ス 宿泊業、飲食サービス業
- セ 生活関連サービス業、娯楽業
- ソ 教育、学習支援業
- タ 医療、福祉
- チ 複合サービス事業
- ツ サービス業（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）

(3) 従業員

常時勤務する従業員のうち、期間を定めず雇用されている者とし、臨時の従業員及び役員は除きます。なお、一部の調査においては、再雇用者についても調査対象となります。

(4) 職種

76 職種（うち初任給関係職種 18 職種）

3 標本の抽出方法

(1) 事業所の抽出

上記2に該当した約460事業所（全国約58,400事業所）を組織、規模、産業によって層化し、これらの層から約150事業所（全国約11,700事業所）を人事院が無作為に抽出しました。

(2) 従業員の抽出

初任給関係職種以外の調査対象職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、それからさらに抽出した従業員について調査を行います。

4 調査の内容

(1) 事業所単位で行う調査事項

- ① 賞与及び臨時給与の支給総額と毎月きまって支給する給与の支給総額
- ② 本年の給与改定等の状況
ベース改定の状況、定期昇給の状況、賞与の支給状況等
- ③ 諸手当の支給状況
通勤手当の支給状況、家族手当の支給状況
- ④ 高齢者雇用施策の状況等
一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組み等

(2) 従業員別に行う調査事項（調査職種 76 職種）

- ① 4月分初任給月額
- ② 4月分所定内給与月額
役職、年齢、学歴等従業員の属性、4月分のきまって支給する給与総額とそのうちの時間外手当額、通勤手当額